● 遺産分割協議に10年期限を設定へ

日経新聞 9 月 29 日夕刊は、法務省が遺産分割を話し合いで決める期間を相続開始から 10 年に限ることを検討すると報じた。報道概要は以下の通りである。

「これまでは、遺産分割協議には期限がなく、相続人が協議しないまま権利関係が確定せず、土地などの利用を希望する人の妨げになっていた。そこで、法務省は、相続を円滑にして所有者不明の土地を減らし、その活用を促すため、2019年2月をめどに研究会での報告書をまとめ、法制審議会(法相の諮問機関)に諮ったうえ、2020年の民法改正をめざすこととした。

具体的には、話し合いでの合意や、家庭裁判所への調停申し立てがされないまま被相続人の死後 10 年たてば、原則として、民法の定める法定相続に従い相続財産を分けるが、被相続人の遺言があれば遺言の内容を優先する。その際、法定の取り分通りに権利を確定させると、土地などの所有権を複数の相続人が持ち分にしたがって共有することになるが、相続人を代表して取引の窓口になる「管理権者」を共有者の持ち分の過半数が集まれば置けるようにして、相続不動産を第三者が借りたり買ったりしやすい仕組みをつくる」。